

大雪にかかる災害に対する非常取扱いの対象地域・取扱期間(2012年2月6日更新)

対象地域	取扱期間
【新潟県】 ・ 上越市 ・ 妙高市	平成 24 年 1 月 16 日 (月) から 平成 24 年 2 月 15 日 (水) まで
【新潟県】 ・ 長岡市 ・ 柏崎市 ・ 十日町市 ・ 糸魚川市	平成 24 年 1 月 30 日 (月) から 平成 24 年 2 月 29 日 (水) まで
【新潟県】 ・ 南魚沼市	平成 24 年 2 月 1 日 (水) から 平成 24 年 2 月 29 日 (水) まで
【青森県】 ・ むつ市 ・ 上北郡横浜町 【長野県】 ・ 飯山市 ・ 北安曇郡小谷村 ・ 下高井郡野沢温泉村 ・ 上水内郡信濃町 ・ 下水内郡栄村	平成 24 年 2 月 3 日 (金) から 平成 24 年 3 月 2 日 (金) まで
※ 以下、今回追加した対象地域 【新潟県】 ・ 小千谷市 ・ 魚沼市 ・ 東蒲原郡阿賀町 ・ 南魚沼郡湯沢町 ・ 中魚沼郡津南町	平成 24 年 2 月 6 日 (月) から 平成 24 年 3 月 5 日 (月) まで